

参 考 資 料
議 員 懇 談 会
下 水 道 課
令和6年2月8日

葉山町下水道事業

官民連携事業（PPP/PFI）について

○官民連携事業（PPP/PFI）とは

●PPP/PFIの概念

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）

収益施設の併設・活用など事業収入で
費用を回収するPFI事業
(収益型PFI事業)

公共が支払うサービス購入料で
費用を回収するPFI事業
(サービス購入型PFI事業)

指定管理者制度

包括的民間委託

公的不動産利活用事業

●PFIとは（根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法））

- ① 庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、**どのような設計・建設運営・を行えば最も効率的かについて、民間事業者提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度**です。
▶ **公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性があります。**
- ② 民間事業者に、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の**収益施設を併設**させることが可能であれば、**より公共の負担が少なくなる可能性**があります。

➡ 管路DB、浄化センター等整備DB及び包括はPPP事業ではあるが、PFI法に基づく事業ではありません。今後実施予定のウォーターPPPは、PFI法に基づいた事業としての実施を予定していきます。

○下水道分野におけるPPP/PFIの概要

- 下水道分野におけるPPP/PFIの主な類型として、包括的民間委託、指定管理者制度、DBO方式、PFI（従来型）、PFI（**コンセッション（公共施設等運営事業）方式**）が挙げられています。

PPP/PFI手法		定義	事業一般的 な期間	保守点検 ・ 運転管理	薬品等 調達	補修・修繕	設計・ 建設・ 改築	資金調達	料金收受	計画策定	政策決定・ 合意形成	公権力 行使
包括的 民間委託	処理場・ ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約であることを基本とする方式。	3～5 年		民間				公共			
	管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式。	3～5 年		民間				公共			
指定管理者制度		強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者へ委託する方式。	3～5 年		民間				公共			
DBO方式		公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。	20 年		民間				公共			
PFI（従来型）		民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI（コンセッション方式）を除くもの。	20 年			民間			公共			
PFI（コンセッション方式）		利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま運営権を民間事業者へ設定する方式。	20 年				民間		公共			

□: 地方自治法 □: PFI法

□: 包括的民間委託の深化及びコンセッション方式を総称した「ウォーターPPP」が令和5年6月に国より示されました

ウォーターPPPに関する政府の動き

- 令和5年6月2日に「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」が第19回民間資金等活用事業推進会議において決定され、同日内閣府のホームページで公表されました。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)の決定

岸田総理発言（令和5年6月2日 第19回 PFI推進会議）

本日、PPP/PFIについて、質と量の両面から更なる拡充を図るため新たなアクションプランを決定いたしました。

PPP/PFIは、民のノウハウを官に活(い)かすことで、社会課題の解決と経済成長を同時に実現していくものであり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として、強力に推進していきます。

アクションプランでは、まず、第1に、事業件数のターゲットを、現在の5年間で70件から、10年間で575件へと、大幅に拡充いたします。これにより、事業規模目標30兆円に向けた今後の道筋を具体化していきます。

第2に、水分野の取組を強化します。上水道、下水道、工業用水道において、新たな方式であるウォーターPPPの導入を進め、コンセッションへの段階的な移行を推進します。また、ハイブリッドダムにより、再生可能エネルギーの活用を拡大し、官民連携で水力発電設備の整備を進めます。

第3に、既存ストックを再生するスモールコンセッションや、老朽化した自衛隊施設の集約・建て替え、さらには、道路、公園、港湾、河川、漁港など、PPP/PFIを活用する分野を拡大していきます。

岡田大臣においては、関係大臣と連携し、本日取りまとめたこのアクションプランに基づき、迅速かつ強力に諸施策を推進するとともに、しっかりと進捗管理を行ってください。



出典：首相官邸ホームページ：https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202306/02pfi.html

ウォーターPPPに関する政府の目標設定

案件上積みを見据え、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

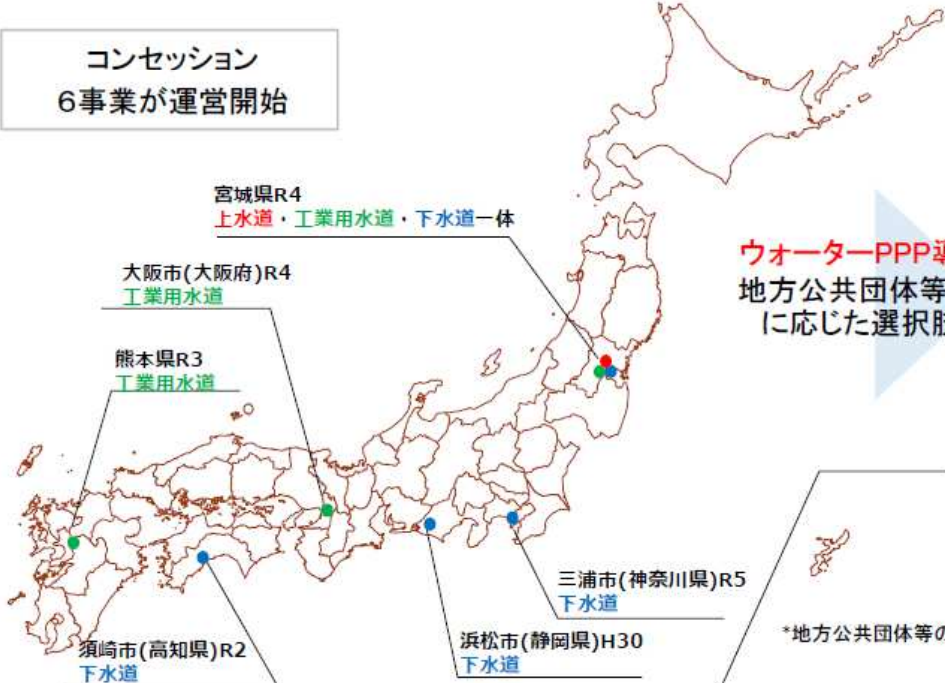
- ◆新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定。**
- ◆**ウォーターPPP**等、多様な官民連携方式の導入等により**案件形成の裾野拡大と加速化**を強力に推進する。

*重点分野: 空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

<p>重点実行期間(令和4年度～令和8年度)</p> <p>昨年設定</p> <p>5年件数目標</p> <p>重点分野合計 70件</p> <p>(コンセッション中心)</p>	<p>アクションプラン期間 10年(令和4年度～令和13年度)</p> <p>新たに設定</p> <p>事業件数10年ターゲット</p> <p>重点分野合計 575件</p> <p>(コンセッションを含む多様な官民連携)</p>
---	--

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
6事業が運営開始



ウォーターPPP導入による
地方公共団体等のニーズ*
に応じた選択肢の拡大

分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

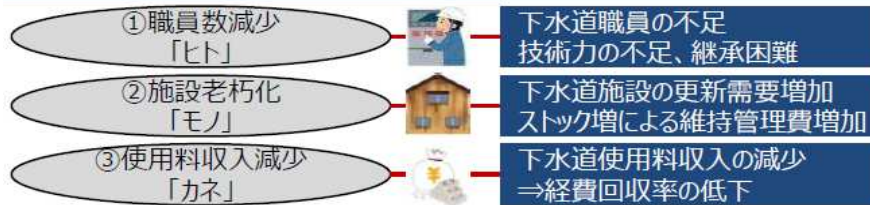
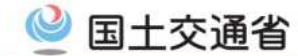
〈ウォーターPPP〉
コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ: 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受までには必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

○ウォーターPPPに関する国土交通省下水道部の動き

- 令和5年6月2日に「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」において決定したことを受け、下水道においては、官民連携の裾野を拡大すべく、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に準ずる効果が期待できる官民連携方式をコンセッションと併せて「ウォーターPPP」として推進していく方針となっています。
- 污水管の改築にあたっては、令和9年度以降「ウォーターPPP」の導入を要件化としています。

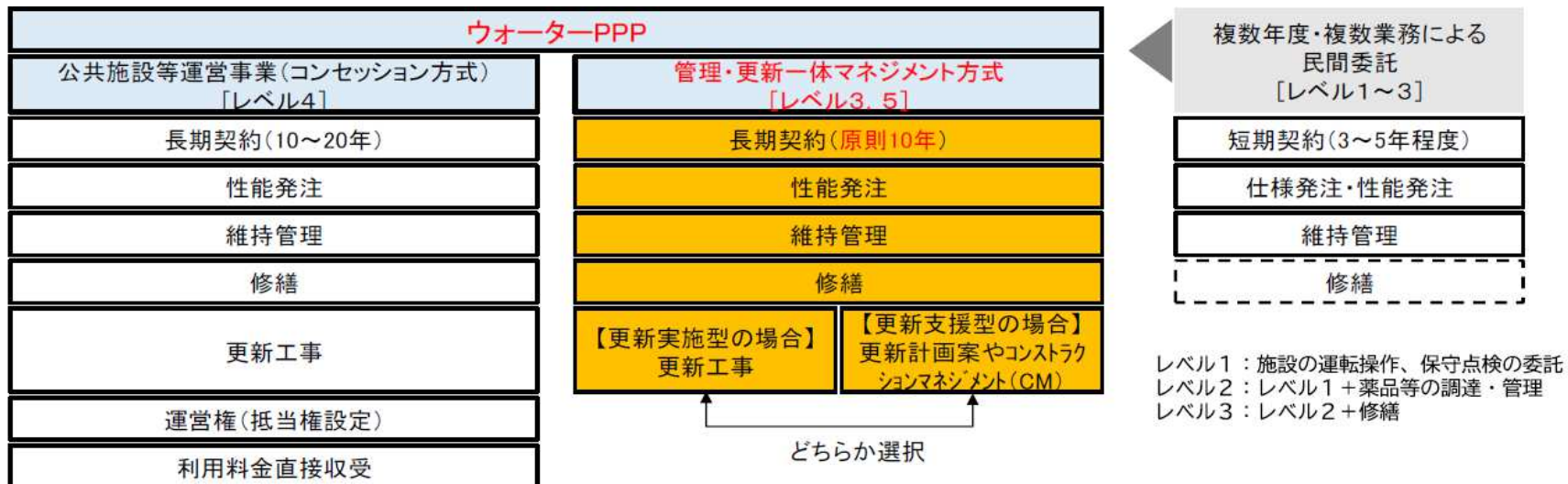
ウォーターPPPの概要



職員不足の補完、民間の経営ノウハウや創意工夫等による事業の効率化、経営改善に向けて、ウォーターPPPの導入について、ぜひご検討下さい。
⇒ウォーターPPPを導入することで、今後も継続的な国費支援が可能です*。

ウォーターPPPについて

- 水道、下水道、工業用水道において、①長期契約により、②施設の管理と更新を一体で、③性能発注や、④プロフィットシェアを盛り込んで、民間に委託する、新たな官民連携の枠組みです。
- このうち、「管理・更新一体マネジメント方式」（レベル3.5）は、コンセッション（レベル4）に比べ、民間への運営権の設定が不要で、地方公共団体にとって導入しやすいものになっています。



*汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

○葉山町下水道事業におけるウォーターPPP導入に向けたスケジュール

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
●浄化センター等増設DB+包括事業									
導入可能性調査	■								
事業者選定		■							
浄化センター機械電気増設			■		1年短縮				
中継ポンプ場ポンプ増設			■						
中央監視設備更新			■						
包括的民間委託 (R5.8.1~R9.3.31)			■						
●管路施設の管理・更新一体マネジメント事業 ※対象：管路施設						※ウォーターPPP事業			
導入可能性調査・公募書類作成				■	←令和6年12月に実施方針(案)公表予定				
事業者選定					■				
事業開始 (令和8年度~令和17年度)						■			
●コンセッション事業 ※対象：浄化センター・中継ポンプ場・MP・浄化センターと中継ポンプ場を結ぶ幹線									
事業化検討調査【国交省選定モデル事業】	■								
導入可能性調査・公募書類作成			■			←令和7年4月に実施方針(案)公表予定			
事業者選定					■				
事業開始 (令和9年度~令和28年度)							■		